

## 大津地方裁判所委員会兼大津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

令和5年1月17日（火）午後2時から午後4時まで

### 2 場所

大津地方裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（地方裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

北井和子、齊藤壽一、澤友二、高野剛、高橋陽一、玉置千春、中西恭祐、西田隆裕、原誠司、堀部亮一

（家庭裁判所委員会委員）五十音順・敬称略

奥谷晃史、庄野領一、中村好孝、西田隆裕、橋本浩、深尾善夫、細島秀勝、堀田直美、村田健二

（事務担当者）

小西圭、室谷嘉彦、星野明彦、山本正道、上田信聡、藤原治、永田一及、丸岡麻子

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から、大津地方裁判所委員会委員及び大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 委員長を選任

委員の互選により、大津地方裁判所委員会委員長に西田隆裕委員を、大津家庭裁判所委員会委員長に西田隆裕委員を選出した。

#### (3) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえて、裁判所が行った取組等について説明した（大津地方裁判所委員会の前回のテーマ「労働審判制度について」、大津家庭裁判所委員会の前回のテーマ「少年の再非行防止に向けた効果的な教育的措置について」）。

#### (4) 意見交換（テーマ「大津地方・家庭裁判所における広報活動について」）

事務担当者から、パワーポイントを用いて、広報活動の目的、近年の広報行事の実施結果、課題等について説明し、併せて、法廷とオンラインでつないで広報行事の一場面の紹介、法廷見学を行った後、意見交換を行った。

発言要旨は、別紙のとおりである。

#### (5) 次回委員会の日程、テーマについて

次回の地方裁判所委員会は、令和5年9月7日（木）午後2時からとし、2時間程度で行う。テーマは「裁判員裁判について」とする。

次の家庭裁判所委員会は、令和5年6月27日（火）午後2時からとし、2時間程

度で行う。テーマは「家事調停手続のウェブ会議利用について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長：● 委員：○ 事務担当者等：□)

【大津地方・家庭裁判所における広報活動について】

- 裁判所からの説明の中で質問等があれば、また、裁判所から説明した行事の中で、特に憲法週間行事、法の日週間行事について、何かお気付きの点、工夫すべき点などあればどうぞ。
- 裁判員の対象が18歳以上になったことを聞いて驚き、その年齢で本当に裁判員ができるであろうかと不安に思っている。我々の周りにも裁判員になった者がおらず、裁判員裁判は身近ようで身近でないの、ある程度準備が必要なのではないか。18歳で裁判員になるに当たっての準備は、裁判所の広報として何かできるのか。そういう意味で、小学生のレベルで広報することに意味があるのか。
- 広報活動は、小学生まで対象にして実施しているが、若年の頃から裁判所を身近に感じてもらいたいという意図がある。また、裁判員裁判について、18歳に近い学生達にも興味を持ってもらうべく、中学生、高校生も広報行事の対象としている。裁判員裁判をテーマとした法の日週間行事も、大学に声を掛けて大学生に参加してもらった。
- 裁判所の広報行事は、法教育としての側面もある。法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育であるとされており、選挙権年齢、成年年齢、裁判員対象年齢の引下げ等に伴い、法教育の必要性は近年ますます高まっている。裁判所だけが法教育を行う教育機関という訳ではないが、一般広報は、法教育としての側面も有しており、そういう意味で、若年者も対象とした裁判員裁判に関する広報行事が全国的にも多く行われている実情がある。
- 18歳から裁判員候補者となり得るとするのは、国の法律で定められたものである。小学生対象の広報行事は、裁判員裁判のみを想定したものではなく、裁判所に近寄りたいたいという印象があるとすれば、それを払拭して、若年層にも身近に感じてもらうという目的もある。裁判所は、紛争解決機関なので、裁判所を頼れば調停等の様々な紛争解決のためのメニューがあることを知ってもらい、必要な人に裁判所を利用してもらうことになげるといふことで、様々な年齢等を対象としている。
- 広報行事を知ってもらうために司法記者クラブに広報行事の周知を依頼しているとのことだが、テレビや新聞を見ない若者が多くなっており、テレビや新聞では掲載できるものに限りがある一方、ネットでは制限がさほどない。広報に当たって、ネットメディアの活用も考えられるのではないかと。また、司法記者クラブには、フリーランスの記者やネットメディアが入っているのか。
- 貴重な御意見として承る。司法記者クラブには、ネットメディア、フリーランスの記者

等は特には入っていない。ネットの活用について、事務局から説明してください。

- これまで大津の裁判所においては、ネットメディアを活用した広報を行っていない。ネットメディアによる動画配信は、最高裁において、見学ツアー、裁判所クイズだけでなく、様々な手続等について説明する動画が配信されており、それに加えて、大津独自でネットメディアを制作する必要性の点もあるし、行事の参加募集も30人程度であるため、全国にネットで発信する必要性までは感じられず、裁判所ホームページに案内を掲載し、県内にチラシや案内文書を配布する形としている。
- 今回、裁判所の広報活動のことを初めて知って非常に良いことだと思った。以前、仕事で夏休みの児童画展を企画していた。市教育委員会担当課に3月頃に行事の案内をすると、行事の募集要項をメールで流してもらっていた。小学生を対象に10年間継続して行事を行えば、その小学生が中高生になり、20年経てば成人になるので、広報の効果としては非常に良いと思われる。学校のニーズを捉えて内容変更は必要になるかもしれないが、教育委員会も利用して案内をしていけばよいと思われる。
- 教育委員会への案内は行っているか、事務担当者から説明してください。
- 広報行事の案内について、過去に教育委員会に連絡したことがあり、その際は学校に直接チラシ等を送付して周知してくださいと言われた。ただ、連絡した部署やタイミングの問題があった可能性があるため、改めて検討したい。
- 例えば、大学経済学部では、県の中小企業家同友会と協定を結び、キャリアデザイン論の講義で滋賀県内の中小企業の人が毎週来て話をしている。裁判所も大学と協定を結んで一単位となるような講義を組んで、その中で1回くらいは裁判所で見学するといったことができれば、大学生も単位を取得でき、一定数の参加者は確保できると思われる。
- 事務担当者から、大学に対する広報について説明してください。
- 大学との協定を結んだことまではないが、過去に大学に裁判官等を派遣して、学生数百人に対して、講義という形で広報活動を行ったことがある。大学と協力し、大学のニーズと裁判所のニーズを調整しながら行事を行うのは良い方法だと感じた。
- その他、民間企業等で広報行事における工夫があるか。
- 工場見学に来てもらうことが多くあるところ、子供の工場見学の際に、親御さんに聞いたら、持ち帰りで穴あき問題でテキストになるようなものがあれば良いという話があった。テキストを子供が持ち帰れば、家庭で親子のコミュニケーションにつながり、親に対する良い周知にもなる。子供に分かりやすい漫画を使った裁判所の役割等を説明したテキストをお渡しするといった方策もあるのではないか。
- 広報行事の際の配布物について、事務担当者から説明してください。
- 広報行事の際には、毎回、法廷ガイド、裁判所ナビなど、行事に関係するパンフレット等を配布している。ただ、穴あき問題や漫画を使った親子で取り組めるようなテキストはないので、オリジナルで作成して配布できたら良いと感じた。
- 先ほど法廷を見学したが、やはり実際に見て体験するのは良い。裁判や審判を受けた者

の保護観察を担当しているので、法廷見学や裁判傍聴を行うのは意味があることだと思う。個人的に傍聴に行く保護司もいるが、今度、保護司会で研修等ができないか持ち帰って検討したい。

- タイミング等の問題はあるが、裁判傍聴や法廷見学は、随時受け付けているので、御希望があれば利用していただきたい。
- 広報行事として、学校等に出向くことはあるのか。
- 学校等に出向くことがあるか、事務局から説明してください。
- 出向くことはある。過去には、広報行事の講師派遣、大学に出張講義に行ったこともある。ただ、広報行事の実施場所は、行事の目的等に応じて設定しているところ、法廷等を実際に見学してもらい、裁判官席に座ってもらいといった体験ができるという点で、裁判所にお越しいただく形の行事が多くなっているのが実情である。
- 私の企業では、中学、高校への出前授業と言って、従業員が学校に出向いて理科の授業をして、学生達に喜んでもらっている。そういう形も良いと思う。
- 過去、広報行事として、平成30年に滋賀大学教育学部に出張講義に行き、約300人の学生対象に裁判員制度の概要説明等を行った。令和元年は、大津地裁の裁判官2名と裁判員経験者3名で、大型観光施設に伺って、その従業員の方を対象として裁判員制度のシンポジウムを行った例がある。派遣回数等の制約もあるが、依頼があれば、出張講義等も検討したいと考えている。
- 裁判員裁判の開始の頃、制度の周知広報として、裁判官、検察官、弁護士の三者で広報活動を行っていた。広報と言っても目的、対象、内容の幅が広いところ、裁判員裁判がテーマであれば、18歳に近い年齢で高校生や大学生を中心に、模擬裁判等を行って実際に体験してもらいのが良いのではないかと。模擬裁判では、キャパシティや準備の問題もあるが、パンフレット等ではやはり伝わりにくい。ノベルティ（無料配布の記念品等）を配布するなどの方法もあると思われる。
- ノベルティまで準備できるかは分からないが、貴重な意見として承る。
- 新聞社の立場からの意見である。今の教育現場は、GIGAスクール構想という国の構想に従って、生徒一人ひとりがタブレットを持っている時代である。当社でも始めたばかりであるが、生徒のタブレットにダウンロードしてもらって、生徒にそれを持ちながら回ってもらう方法である。平面のペーパーで見るよりも、動画等を見たり聞いたりしながら体験することが有効である。先ほど法廷見学を行い、裁判所からの説明で行事風景の動画の紹介もあったが、そういうものがやはり印象に残る。

メディア特性（広報媒体が持つ性質や特徴）という概念があるが、広く訴求（需要を喚起）できるかについては、欧米の大学等の研究機関におけるジャーナリズム論、メディア論においてオーソライズ（公認）されているものがある。例えば、興味を持った人に情報を広く発信するのはツイッター、年代別に言えば、20歳代から30歳代のゼット世代やミレニアル世代と言われている世代はインスタグラム、40歳代から60歳代はフェイ

スブックが有効だとされている。どの年代に何を伝えるかを明確にしてターゲットを絞り、新聞などのメディアに取り上げられやすい企画をし、ツイッターでも発信するのが訴求効果が高いと思われる。ただ、ネット対策としては、現在、新聞社とNHKが報じればネットで勝手に拡散するようなシステムになっている。ネット民は、裁判所が自らネットで発信したものよりは、新聞、NHK経由の情報に触れる可能性が高いと思われる。そういう研究を参考にすると良いと思う。

- 報道機関に取り上げてもらうことがネットで拡散して有効だということであるが、新聞社等が取材や記事にしようとする行事はどのようなものか。
- 新聞社には、FAX、メール等で多くのリリースが来るが、例えば、初めてであるもの、例年と違うもの、それらの売りが行事案内の表題に埋め込まれているものが目に止まりやすい。記者が関心を持つかどうかは、アイキャッチが大切で、表題で決まってくるところがある。裁判所からの広報行事にあった「見よう 聞こう 話してみよう 裁判官インタビュー」という表題は目が行きやすく、アイキャッチが優秀なリリースだと思う。
- 報道機関に案内する文書をこれからも工夫していく必要があると思う。
- 大学も研究成果をプレスリリースすることがあり、記者に研修に来てもらい、どういうプレスリリースであれば記事にしてもらえるかということを教えてもらっている。裁判所は、研修までは必要ないかもしれないが、記者等に教われば良いのではないか。
- 研修まではしていないが、そういう知識を得る方法について考える意味はあると思う。
- 一般広報の目的は、広く国民に周知するということであつたが、実際に行われている行事は、数十人に対して対面で行うものであり、目的と手段が離れている。ホームページ、SNSなどを利用して広く国民に伝達するのが有効ではないか。裁判所のホームページは、必ずしも分かりやすいものではなく、そこに改善点があるのではないか。例えば、弁護士が依頼者に対して、法廷の尋問場面の図を描いて説明することがあるが、裁判所ホームページに実際の法廷の写真が載っていないため、依頼者が大津の実際の法廷のイメージが持ちにくい。また、申立書式等も探しにくいところがある。学生対象に広報を行って裁判所の敷居を下げることも大切であるが、実際に裁判所を利用する方々にとって、分かりやすい裁判所とするところに改善点があるのではないか。
- 裁判所ホームページの構造は、もともと最高裁が作成しており、当庁で検討可能な範囲には限界があるが、工夫の余地はあると思われる。委員の皆さんも裁判所のホームページを御覧いただければと思う。
- 裁判所ホームページは、裁判所という文言で検索したら一番上に検索され、裁判所のホームページに入って、各地の裁判所のページに進んだら日本地図が出てきて、大津の場所をクリックしたら大津の裁判所のページに入ることができる。
- 法廷の写真を裁判所ホームページに掲載することは難しいのか。
- 警備等の関係もあって、一般的には公開しておらず、撮影も自由には認めていない。何号法廷の写真はこれといった特定まではできないが、一般的な法廷の様子は、これまでの

広報行事の報告記事等にも法廷写真を掲載しているので御覧いただける。

- 裁判に関する署名をしたことがあり、最近では、オンライン署名サイトもある。これは裁判の判決と関係があるのか。
- 署名が書証として出されれば、個々の裁判官がその証拠価値を踏まえて判断することになるが、社会一般の状況を把握する一資料にはなり得る。
- ある事件で報道の在り方がおかしかったという問題があり、判決が間違っ伝わっていないのか。裁判の中身について、テレビや新聞の報道以外で裁判所は発信していないのか。
- 重要な裁判例については、裁判例速報として、裁判所ホームページに随時掲載している。また、裁判所の判断は、判決書を見てもらうことが基本であるが、誤った理解にならず正確に報道いただくために、報道機関からの要望があれば、ポイントを示した判決要旨を作成している。
- 私自身、裁判所のホームページを見たことがなく、一般の方には、裁判所は近寄りがたいと映っていると思われ、広報活動をしなくても目に留まっていない可能性がある。紹介された広報活動も真面目で硬いイメージを持った。現在、アニメや漫画で歴史を広く伝える時代になってきている、もっと遊び心を入れた表現や案内を漫画やアニメに載せて伝えた方が良いのではないか。例えば、憲法週間に裁判所庁舎でプロジェクションマッピングを行えば、ここが裁判所か、裁判所もこういうことやるのだと興味を持ってもらえるのではないか。また、大津単独ではなく、他とタイアップして一緒に広報を行えば、違うものが見えてくるのではないか。
- 裁判員裁判の広報では、漫画の冊子を使うなど、裁判所も、硬いとのイメージ払拭を意識するようになっているが、今後さらに改良する余地はあると思われる。

本日は各委員から貴重な御意見をお聴きした。今後、参考にして広報活動に活かしていきたい。

以 上